

教員研修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋美容専門学校の専任教員（以下「教員」という。）に対し、その職責、経験及び適性に応じた資質の向上を目的として実施する研修に関して必要な事項を定める。

(研修内容)

第2条 教員の研修内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専攻分野における実務に関する知識・技術・技能を修得・向上させるための研修
- (2) 授業及び学生に対する指導力等を修得・向上するための研修
- (3) 学校教育や学校経営のマネジメントに関する知識・能力を修得・向上するための研修
- (4) その他学校長が必要と認めた研修

(学校の責務等)

第3条 学校長は、第1条の目的を達成するため、研修計画を策定し、その計画に基づく研修を実施することにより、教員に研修を受ける機会を与えなければならない。

- 2 学校長は、研修の効果の把握に努めるとともに、研修記録を作成し保管しなければならない。
- 3 学校長は、必要に応じて、学外の他の機関に委託した研修や学外の他の機関が主催する研修を受講させることができる。

(教員の責務等)

第4条 教員は、絶えず資質の向上に努めなければならない。

- 2 教員は、専攻分野における実務に関する知識、技術並びに授業及び学生に対する指導力等の修得・向上を目的とした研修の受講を命じられた場合、受講しなければならない。
- 3 研修を受講した教員は、その職責を遂行するために、研修成果を活用するように努めなければならない。
- 4 研修を受講した教員は、所定の様式にて研修報告書を学校長に提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、教員研修に必要な事項は、学校長が別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学校長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から実施する。